

審査請求の対象とならないもの

次の事項については、社会保険審査官に対する審査請求の対象にはなりませんのでご注意ください。

《審査請求をする前にまず確認を！》

- 決定（処分）が行われていないもの
 - 保険者の決定に対する説明を求めるもの
 - 保険者の対応（説明誤り、説明不足を含む）に関すること
 - 陳情、要請（要望）に関すること
 - 不明な点についての回答や調査を求めること
 - 制度等に対する不服に関すること
- （※事業所に対する保険料関係については、社会保険審査会）

《健康保険関係》

- 第三者行為による事故の求償に関すること
- 医療費の返還に関すること
- 「医療費通知」「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関すること

《年金関係》

- 障害給付に係る診断書の記載内容に関すること
 - 障害給付に係る「障害状態確認届」による等級変更がないことに関する
こと
 - 年金額改定通知書に係る賃金や物価の変動による年金額の改定等の制
度に関すること
 - 国民年金保険料の過誤納における還付に関すること
- 〈注〉地方厚生局長が行った年金記録の訂正請求に係る決定に対する審査
請求先は厚生労働省年金局事業管理課となります。（詳しくは九州厚生
局年金審査課（092-473-7035）へお問い合わせください。）

※ これは、主な例であり、これ以外にも対象とならないものもあります。